

2005年2月28日

(社)日本経済団体連合会
経済法規委員会
企業会計部会

1. スtock・オプション費用の相手勘定について(第4項)

世界的な会計基準統合の動きがある中で、我が国のみが独特の処理を行い、コンバージェンスと逆行するような形で中間に独立の項目として計上することに反対する。ストック・オプションを費用認識する際の貸借対照表貸方科目については、海外の動向を踏まえつつ、少数株主持分の扱いなどとともに「貸借対照表表示検討専門委員会(仮称)」において、包括的かつ慎重に検討を行うべきである。

2. 連結決算上の海外関係会社の現地基準に基づく会計処理と表示の容認について

海外関係会社が現地基準に基づいてストック・オプションの会計処理を行っている場合の取扱いを明確にする必要がある。その際、連結決算時に日本の会計基準との整合性を図るために決算修正作業を求めることは、大きな実務負担となるため、連結決算(持分法を含む)上の海外関係会社については、我が国基準と同等と認められる現地基準に基づく会計処理と表示を容認すべきである。

以上